

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 契約事務取扱細則

平成24年3月2日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会経理規則(以下「経理規則」という。)の施行に関して、契約についての必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この細則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約 社会福祉法人室蘭福祉事業協会(以下「法人」という。)を当事者の一方とする契約をいう。
- (2) 契約担当者 法人の理事長(以下「理事長」という。)又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) 入札執行者 理事長又はその委任を受けて入札を執行する者をいう。
- (4) 契約者 契約担当者と契約を締結する者をいう。

第2章 一般競争入札

(入札の公告)

第3条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して10日前までに次条に掲げる事項を、法人の定款第38条で定める方法により、公告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の請負に関する入札にあつては、当該公告から入札までに、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条第3項に規定する期間以上の期間を設けなければならない。
- 3 前2項の公告期間は、急を要する場合においては、5日以内の範囲で短縮することができる。

(公告事項)

第4条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の効力に関する事項
- (7) 入札の方法に関する事項
- (8) 予定価格(工事請負に関する契約又は収入の原因となるような契約において、予定価格を公表することとした場合)
- (9) その他必要と認める事項

(再度公告入札の入札期間)

第5条 契約担当者は、第3条の規定による入札に、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに一般競争入札に付そうとするときは、同条の公告期間を5日までに短縮することができる。

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。以下次項及び第16条において同じ。)は、入札執行前に自己の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金(売払い又は貸付に関する入札にあっては、理事長がその都度定める額以上の入札保証金)を納めなければならない。

- 2 入札者は、入札保証金を入札時限前に納付しなければならない。ただし、郵送等によるときは、書留郵便その他これに準ずる方法により入札時限前に理事長に到達しなければならない。

(入札保証金の返還及び帰属)

第7条 入札保証金は、落札しなかった者には入札執行後直ちに、落札者には契約締結後直ちに返還する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に振り替えることができる。

- 2 落札者が、契約を締結しなかったときは、入札保証金(第9条に規定する担保を含む。)は、法人に帰属する。

(入札保証金の納付の免除)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 入札者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加できる資格を有する者が、過去2年間に国(公社及び公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体並びに他の社会福祉法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであり、当該契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他、入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと理事長が認めるとき。

(入札保証金に代える担保)

第9条 入札保証金は、国債若しくは地方債又は政府の保証のある債券若しくは、その他理事長が确实と認める担保をもって代えることができる。ただし、債券は無記名に限る。

- 2 前項の債券の価格は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格)の8割に相当する金額をもって換算する。

(予定価格の決定)

第10条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札に付するに事項につき、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を定めなければならない。

- 2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合には、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格調書の作成等)

第11条 契約担当者は、予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成しなければならない。

- 2 前項の予定価格調書は、封書にして開札の際、入札執行の場所に置かなければならない。ただし、工事請負で事前に予定価格を公表することとした場合は、予定価格を封書にしないことができる。
- 3 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合には、単価について

てその予定価格を定めることができる。

- 4 予定価格は、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第12条 一般競争入札において入札をしようとする者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記し、理事長が指定する日時に、その指定の場所に提出しなければならない。

- 2 代理人により入札する場合には、入札前に理事長にその委任状を提出しなければならない。
- 3 郵送等による入札を認める一般競争入札において、第1項の入札書を郵送等により入札しようとする者は、その封筒に契約の目的となる事項を朱記し、配達証明郵便その他これに準ずる方法により提出しなければならない。

(無効入札)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札用件が確認できない入札
- (2) 入札書に記名押印がない入札
- (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 入札保証金が不足する者のした入札
- (5) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (7) 郵送等による場合で、所定の日時までには到達しなかったものの入札
- (8) 無権代理人がなした入札
- (9) 入札に関する条件に違反した入札
- (10) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第14条 契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認める場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落

札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定により最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者とした場合には、その理由書を作成しなければならない。

(調査基準価格の設定)

第 15 条 理事長は、前条第 1 項の規定により、必要があるときは、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準(以下「調査基準価格」という。)を設定しなければならない。

(調査基準価格に該当する場合の調査)

第 16 条 理事長は、前条の規定により、調査基準価格を設けて一般競争入札を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、調査基準価格に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、調査をしなければならない。

(最低制限価格)

第 17 条 理事長は、工事又は製造の請負の契約をしようとする場合において、特に当該契約の履行の確保をはかる必要があるときは、最低制限価格を設けて一般競争入札に付することができる。

(価格の公告)

第 18 条 第 15 条又は前条の規定により、調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第 14 条に規定する公告事項において、その旨を明らかにしなければならない。

(落札決定の通知)

第 19 条 契約担当者は、一般競争入札の落札者を決定したときは、直ちに、落札者及び入札者全員に対して、口頭で落札者の決定を宣言しなければならない。ただし、郵送等による入札者に対しては、適宜の方法により入札結果を通知しなければならない。

- 2 契約担当者は、第 14 条第 1 項の規定により落札者を決定した場合にあっては、当該落札者に落札の通知をするとともに、最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者及びその他の入札者に対して適宜の方法により落札者の決定があった旨を通知しなければならない。

(落札の取消し)

第20条 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消す。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期日までに契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- (3) 法令及びこの細則に違反する事項が生じたとき。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格等)

第21条 契約担当者は、指名競争入札に付すときは、なるべく3人以上の入札者を指名し、第4条各号に規定する事項を通知するものとする。

2 前項の規定により入札者を指名する場合の基準は、理事長が別に定める。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第22条 第6条から第20条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第4章 随意契約

(予定価格の決定)

第23条 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(予定価格調書の作成)

第24条 契約担当者は、予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令の規定により価格が定められているものについて契約をするとき。
- (2) 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- (3) 法規等の追録、図書、新聞、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格とし
- (4) 1件の予定価格が100万円以下の契約をするとき。
- (5) その他理事長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項ただし書きの規定により、予定価格調書の作成を省略した場合は、予定価格を、

それぞれの書式の所定の個所に記載すること。ただし1件の予定価格が5万円以下の物品の購入をするとき又は既になされた単価契約に基づいて物品を購入するときは、当該価格をもって予定価格とみなし、記載を省略することができる。

(見積書の徴取)

第25条 契約担当者は、経理規則第65条第1項第1号の規定により随意契約を締結する場合で、1件の予定価格が10万円以下の場合は、1社の者から見積書を徴取することができる。

2 契約担当者は、前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、直ちに相手方に通知するものとする。

(見積書徴取の省略)

第26条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令の規定により価格が定められているものについて契約をするとき。
- (2) 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- (3) 法規等の追録、図書、新聞、定期刊行物、保険その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えないものに係る契約をするとき。
- (4) 既になされた単価契約に基づいて物品を購入するとき。
- (5) 生鮮食料品等の購入で見積書を徴取する暇がないとき。
- (6) 1件の予定価格が5万円以下の物品(クリーニング及びタイヤ交換を含む)を購入するとき。
- (7) その他理事長が特別の理由があると認めるとき。

第5章 せり売り

(せり売りの手続き)

第27条 せり売りを行う場合には、第3条から第15条までの規定を準用する。

第6章 契約の締結

(契約書の作成を省略することができる場合)

第 28 条 経理規則第 6 7 条第 1 項第 4 号の「理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する契約をいう。

- (1) 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- (2) 単価契約に基づく給付を受けるための契約をするとき。
- (3) 外国において 50 万円を超えない契約をするとき。
- (4) 災害その他緊急の必要により契約をするとき。

2 経理規則第 6 7 条第 1 項第 1 号の「理事長が別に定めるもの」は、次に掲げる契約とし、1 件の予定価格が 1 0 0 万円以下の随意契約であっても、契約書の作成を省略することができない。

- (1) 委託に係る契約
- (2) 使用料及び賃借料に係る契約(契約金額が 3 0 万円未満で、かつ、契約期間が 1 カ月に満たない契約を除く)
- (3) 保険に係る契約
- (4) 契約の内容を明確にしなければ、その履行に支障をきたすおそれのある契約

3 第 1 項の規定により、契約書の作成を省略した場合においては、契約に必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により、請書等の書類を省略できるのは、1 件の契約金額が 1 0 0 万円以下の物品の購入又は 3 0 万円以下の契約であって履行が短期間に行われ、かつ、契約の適正な履行が確保されるものとする。なお、この場合、請書等の徴取に代え、注文書を発行するものとする。

(契約保証金)

第 29 条 契約の相手方は、契約の締結に際し、その履行を保証するために契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納めなければならない。

(契約保証金の返還及び帰属)

第 30 条 契約保証金は、契約の履行後直ちに返還する。

2 契約の相手方が、契約の履行をしなかったときは、その契約保証金(第 9 条に規定する担保を含む。以下同じ。)は、法人に帰属する。

(契約保証金の納付の免除)

第 31 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金(理

事長が別に定める契約に係るものを除く。)の全部又は一部を納付させないことができる。この場合、第 8 条を準用し、同条第 1 号中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、同条第 2 号中「入札者」とあるのは「契約の相手方」と読み替える。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 物件を売り払う契約を締結する場合に、売払代金が即納されるるとき。
- (3) 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- (4) その他理事長が契約保証金の納付の必要がないと認めるとき。

(契約保証金に代える担保)

第 32 条 契約保証金の納付に代えて提供する担保については、第 10 条の規定を準用する。

2 前項に定めるもののほか、銀行若しくは理事長が指定する金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。第 40 条において同じ。)の保証は、契約保証金の納付に代えて提供させる担保とする。

3 前項に規定する理事長が指定する金融機関は、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農林協同組合、農林協同組合連合会、水産業協同組合及び水産業協同組合連合会とする。

4 第 1 項の規定により担保を提供した場合において、契約の締結後債券価格の変動により保証金に不足を生じたときは、これを補充しなければならない。

第 7 章 契約の履行

(違約金及び賠償金)

第 33 条 理事長は、契約の相手方が契約期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 以上 1,000 分の 5 までの割合による違約金を徴収することができる。ただし、違約金について特別の約定をしたときは、その定めによることができるもののほか、天災その他の不可抗力又は正当な理由があると市長が認めたときは、違約金を徴収しないことができる。

2 前項の違約金は、契約の相手方に対して支払うべき代金又は契約保証金

(担保を含む。)と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(担保を含む。)は、法人に帰属し、なお損害があるときは、理事長は、賠償を請求することができる。
- 4 前項の規定による損害賠償金は、契約の相手方に支払うべき代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。
- 5 次条第2項の規定により契約を解除又は履行を中止した場合においては、契約の相手方は、理事長に対し損害賠償金を請求することができる。

(契約の解除等)

第34条 理事長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方の責めにより契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 契約の解除の申し込みがあったとき。
 - (3) 正当の理由がなく契約履行の着手を延ばしたとき。
 - (4) 契約の目的達成に当たり不正の行為があったとき。
 - (5) 契約の履行又は当法人の監督若しくは検査に際し、正当な事由がなく職員の指示に従わず、又はその職務遂行を妨げたとき。
 - (6) 経理規則又はこの細則による契約の相手方として資格を失ったとき。
 - (7) 前各号のほか、この細則又は契約条項に違反したとき。
- 2 契約の相手方は、契約の内容変更により契約を履行することにより重大な損害があると認められるとき、又は契約内容を変更したため契約金額が2分の1以上減少したときは、契約を解除することができる。

(監督)

第35条 契約担当者は、契約を締結した場合において、当該契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、法人の職員以外の者に委託して監督させ、または職員をして監督させるものとする。

- 2 前項の規定による監督を行う者(以下「監督員」という。)は、契約の履行の過程において当該履行の場所において立合い、工程の管理、工事又は製造に使用する材料の試験もしくは検査等によって、契約者に指示するものとする。

(検査)

第36条 契約担当者、又は契約担当者から検査を命ぜられた職員(以下「検査員」という。)は、契約の相手方から給付が完了した旨の通知を受けたときは、契約書、仕様書、

設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行うものとする。

- 2 前項の検査は、法人の職員以外の者に委託して行わせることができる。
- 3 第1項に規定する検査員又は、前項の規定により委託された者は、物件の買入その他の契約について、その給付が完了したときは、契約書、納品書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量について検査をしなければならない。

(部分払の限度額)

第37条 請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分については、あらかじめの特約がある場合に限り、その完済前又は完納前に当該既済部分又は既納部分に対する代価の全部又は一部を支払うことができる。

- 2 前項の場合における当該支払額は、請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れ契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることはできない。ただし、次の各号のいずれにも該当する請負契約で理事長が特に必要と認めた場合にあつては、既済部分に対する代価の全額までを支払うことができる。

(1) 国庫補助又地方公共団体の補助の対象となる事業に係るものであること。

(2) 契約期間が2年度以上にわたるものであること。

- 3 前金払をした請負契約の既済部分に対して部分払をする場合には、前金払の金額に前項の部分払すべき金額の契約金額に対する割合を乗じて得た金額をその部分払すべき金額から控除しなければならない。
- 4 第1項の規定により部分払をする場合は、契約金額500万円以上で、かつ、工期が60日以上とし、その回数は工期中5回を限度とする。

第8章 工事請負契約

(工事請負契約書)

第38条 工事の請負に関しては、理事長が別に定める標準契約書を作成し、契約を締結しなければならない。

(工事の委任又は下請負)

第39条 契約者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その名称その他必要な事項を直ちに書面により、理事長に届け出なければならない。

- 2 理事長は、前項により届け出された下請人が、工事の施行又は管理について、著しく不相当と認める場合については、変更を命ずることができる。

(前金払)

第 40 条 理事長は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項に規定する工事で、その請負代金額が 500 万円以上で、かつ、工期が 60 日以上のものについて、必要があると認めるときは、契約者に対して前金払をすることができる。

- 2 前項の前払金の額は、請負代金額の 10 分の 3(土木建築に関する工事については 10 分の 4)を超えない範囲内で、5,000 万円を限度とする。

- 3 前 2 項による土木建築に関する工事についての前払金を受けた契約者は、次の各号に該当するときは、既に受けた前払金に追加して、更に請負代金額の 10 分の 2 の範囲内で、3,000 万円を限度とする前金払(以下「中間前金払」という。)を請求することができる。ただし、中間前金払を請求した場合にあっては、第 38 条に規定する部分払を請求することができない。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

- 4 前金払又は中間前金払を受けようとする請負人は、次の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 保証事業会社の保証証書

- (2) その他理事長が必要と認める書類

- 5 理事長は、前金払をした後において、契約の内容を変更した結果、請負代金額が 10 分の 1 以上増額となったときは、増額後の請負代金額の 10 分の 3(土木建築に関する工事については 10 分の 4)の額から既に支払った前払金額を控除した額を支払うことができる。この場合において、中間前金払をしたときは、増額後の請負代金額の 10 分の 6 の額から既に支払った額を控除した額を支払うことができる。

- 6 理事長は、前金払をした後において、契約の内容を変更した結果、支払済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 4(土木建築に関する工事については 10 分の 5)を超えるときは、その超過額を返還させるものとする。この場合において、中間前金払をしたときは、減額後の請負代金額の 10 分の 7 を超えるときは、その超過額を返還させるものとする。

7 理事長は、前2項の規定により前払金の額を変更した場合及び工期に変更を生じたときは、保証契約変更書を提出させるものとする。

(既済部分の検査)

第41条 契約者は、第37条の規定により既済部分による部分払を受けようとするときは、既済部分に対する検査を受けなければならない。

2 前項の既済部分の検査を受けようとする請負人は、既済部分の検査を書面により願い出なければならない。

3 既済部分の検査は、第43条の規定を準用する。

(工事目的物の部分使用)

第42条 理事長は、工事の一部が完成した場合において、その部分検査をして合格と認めたときは、その合格部分の全部又は一部を請負人の同意を得て無償で使用することができる。この場合、請負人は、理由なく拒むことができない。

2 前項の場合において、理事長は、その使用部分について保管の責めを負うものとする。

3 第1項の合格部分の所有権は、法人に帰属するものとする。

(完成検査)

第43条 契約者は、工事が完成したときは、理事長に工事完成通知書を提出し、検査員の検査を受けなければならない。

2 理事長は、前項の通知を受けたときは、14日以内に検査を行わなければならない。

3 完成検査には、契約者が立ち会わなければならない。

4 前項の検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

第9章 製造請負契約

(製造請負の契約書)

第44条 製造の請負に関する契約書には、経理規則第66条第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、製造の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 製造品の名称

- (2) 数量
- (3) 製造の着手及び納入時期
- (4) 製造品納入の場所
- (5) その他必要と認める事項

(製造品の納入)

第45条 契約者が、製造品を納入するときは、あらかじめ契約担当者が指定した場所に搬入し、検査員の検査を受けなければならない。

(準用規定)

第46条 第8章第41条から第43条までの規定は、本章の場合に準用する。

第10章 補則

(委任)

第47条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年5月30日から施行する。

(入札関係様式例1)

入札結果報告書

1. 入札日時 年月日() ~

2. 入札場所

3. 入札執行者職・氏名

4. 入札事務担当者職・氏名

5. 立会人職・氏名

6. 契約名

7. 入札方法

8. 入札参加業者及び入札金額

入札参加業者名	初回入札金額	順位	再度入札金額	順位	備考

9. 落札方法、落札業者、落札金額

(1) 落札方法

(2) 落札業者名

(3) 落札金額 円

(入札関係様式例2)

委 任 状

年 月 日

社会福祉法人室蘭福祉事業協会理事長 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者 住 所

職 名

氏 名

1 _____の入札及び見積もりに関する一切の権限

2 受任者使用印鑑

